

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十二号

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の下に「若しくは同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加える。

第七条第四項中「第二十条」を「第二十九条第一項」に改める。

第四十八条の九に次の一項を加える。

5 知事は、前項の規定により自動車の移動その他必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせた場合における当該自動車に生じた損傷その他の損害については、故意又は過失によるものを除き、賠償の責めを負わない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、平成二十六年一月三日から施行する。